



三島労働基準監督署発表
令和5年6月21日

【照会先】
三島労働基準監督署
担当 第二方面 松田
(電話) 055(916)7342

三島労働基準監督署（署長 ^{おおはたひとし}大島 均）は、三島労働基準監督署管内において安全衛生活動に積極的に取り組んでいる事業場・団体・個人を公募しています。

1 趣旨

労働安全衛生法では、働く人の安全と健康を確保し、快適な職場環境をつくるため、事業場に労働災害の防止に取り組むように定めており、他の模範と認められる事業場や団体、個人などに対し、その功績をたたえるために表彰制度を設けています。

三島労働基準監督署では管内（三島市、熱海市、伊豆市、伊豆の国市、伊東市、田方郡、下田市、賀茂郡）において本表彰の候補となりうる事業場等に関する情報を、自薦・他薦を問わず広く収集しております。

2 公募対象

- (1) 三島労働基準監督署管内に所在し、長年にわたり労働災害・事故等の発生がなく、職場のリスクを低減する取組が活発に行われている等、他の模範と認められる事業場
- (2) 他の事業場の参考になる取組をしている(好事例と思われる取組をしている)事業場・団体・個人

3 応募方法

自由様式に、「安全衛生活動に積極的に取り組んでいる事業場(自薦・他薦)」と明記の上、事業場名、所在地、電話番号、具体的な取り組み事項等に加え、事業場担当者名及び連絡先(推薦の場合は推薦者名、推薦者連絡先)を記載し、以下の宛先まで送付してください。

(郵送の場合)【送付先】〒411-0033 三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎3階
三島労働基準監督署 第二方面 あて

(メール送付の場合) mishima-kantokusho@mhlw.go.jp

4 応募締切 令和5年11月30日

5 報告された情報の取り扱いについて

厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰の候補にふさわしいと思われる事業場等については、おって御連絡の上、必要に応じて調査票を送付する等いたしますので、御対応いただきますようお願いいたします。

上記のほか、他の事業場の参考になる取組等については、好事例として収集し、公表する場合は予め御連絡いたします(静岡労働局のホームページに掲載させていただく場合があります。)

上記 以外については、各事業場の積極的な取組状況の資料とし、行政運営の参考とさせていただきます(各事業場等に連絡することはありませんので、御了承ください。)